

● 「共同利用・共同研究拠点」の認定に関する日本学術会議の対応について

平成 20 年 12 月 25 日  
日本学術会議第 70 回幹事会決定

国公立大学に附置される研究施設が、学校教育法施行規則第 143 条の 2 第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点としての認定のために、文部科学大臣に申請するに当たって、日本学術会議に対して要望書等の作成の依頼があった場合の対応については、以下のとおりとする。

- 1 依頼に対する対応については、関係する部において、又は関係する部を通じ、分野別委員会若しくは分科会（以下「委員会等」という。）において、検討する。
- 2 部又は委員会等において検討した結果に基づき、部長名又は委員長名で回答することとする。
- 3 回答については、原則として、あらかじめ、幹事会において、関係する部から報告するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、事後報告とすることができる。